

みんなで取り組む

障害者差別解消法

障害を理由にした差別(区別や制限など)をなくしましょう



誰もが平等に学び・働き・暮らせる社会へ

「障害者差別解消法」は障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。

この法律は行政機関や事業者を対象としていますが、差別をなくしていくことはすべての人に求められる責務でもあります。みなさん一人ひとりが障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくようにご協力をお願いします。

障害者差別解消法とは?

障害を理由とした差別をなくすために

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や会社やお店などの民間事業者の障害がある人に対する「障害を理由とする差別」をなくすために制定された法律です。

障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることを目的としています。

対象となる「障害のある人」とは?

障害者基本法で定められた身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、そのほか心身の機能の障害があり、障害や社会的障壁*によって日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

*社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる事物・制度・慣行・観念などさまざまなものことです。

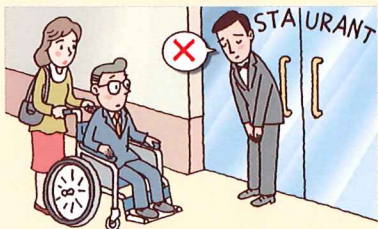
障害を理由とする差別とはどんなこと?

1

障害を理由として、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること（不当な差別的取り扱い）

差別となる具体例

車いすを利用していることを理由に、レストランなどへの入店を断った。



障害があることを伝えると、それを理由にスポーツクラブなどへの入会を断った。



障害があることを伝えると、それを理由にアパートなどの部屋を貸さなかった。



2

障害のある人が何らかの配慮を求めても、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行わないこと（合理的配慮の不提供）

差別となる具体例

交通機関で視覚障害のある人から質問されたが、わかるように説明しなかった。



災害避難所で聴覚障害があることを伝えられたが、必要な情報を音声のみで提供した。



役所の会議に招かれた障害のある人に配慮を求められたが、何も対応しなかった。

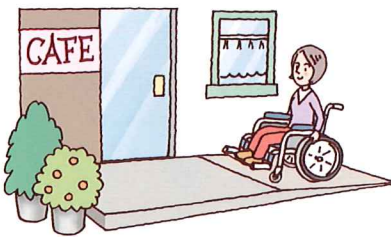


事業者の望ましい取り組み

障害者差別解消法の事業者は、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業やお店だけでなく、個人事業者や社会福祉法人、特定非営利活動法人なども対象となります。

事業を継続する上で過重な負担とならない範囲で、次のような具体例を参考にして、合理的な配慮に取り組みましょう。また、事実上の平等となる優遇措置は、法的差別にはなりません。

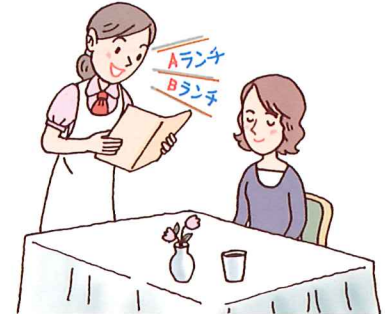
車いすの利用者などのために、店舗などの出入りにスロープを設置するなどして段差を解消する。



店舗内や事業所内を車いすの利用者でも移動しやすいように、通路の幅を広くするなどの工夫をする。



視覚障害のある人に、記載されたメニューやサービスの内容などをスタッフが読み上げながら説明する。



聴覚障害のある人に、ホテルや施設の受付などで、筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。



車いすの利用者が電車に乗るときや降りるときは、それぞれの駅で連絡を取り合い、駅員が手助けをする。



盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、いっしょに入られる飲食店などの店舗や事業所を増やす。



障害の特性に配慮し、説明書やパンフレットなどの文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。



障害の影響で長時間立ったまま待つことが困難な人には、(周囲の理解を得た上で) いすなどを用意する。



空港の搭乗手続きや病院の受診手続きなどで、障害の特性に応じて受付の時間や順番などを優遇する。



住民のみなさんにできること

障害者差別解消法で、一般の住民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。

障害のある人を見かけたら、こちらから積極的に声をかけて協力を申し出る。

電車やバスの優先席付近では、携帯電話の電源を切るなど決められたマナーを守る。

電車やバスなどで席を必要としている人がいたら、優先席でなくても席をゆずる。

視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上に、自転車などの障害物を置かない。

車いすの利用者などが手の届かない陳列棚の商品を代わりにとって手渡す。

デパートなどの車いす・ベビーカー優先のエレベーターは、なるべく利用しない。

駐車場の「障害者等用駐車スペース」には、必要のない人は駐車しない。

盲導犬など身体障害者補助犬の役割を理解して、補助犬の邪魔になることはしない。

車いすの利用者が階段で困っているときなどは、複数の人で協力してサポートする。

○障害者差別に関する相談窓口

小豆島町健康づくり福祉課

(問い合わせ先 障害者福祉係)

住所 小豆郡小豆島町片城甲44番地95

電話番号 82-7038 FAX番号 82-1120